



JASDAQ

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 恩 田 饒
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 資 本 政 策 部 部 長 林 田 英 樹
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 12 回定時株主総会に、定款の一部変更について、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

新たに「会社法」(平成 17 年法律第 86 号。)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社定款の変更する条項につき、所要の変更および新設等を行うものであります。

また、事業の目的を明確化するための変更も、合わせて行っております。

(1) 「会社法」および「整備法」の施行に基づき、以下の事項が認められたことにより、所要の変更および新設等を行うものであります。

株主総会参考書類等をインターネットで開示することが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化および株主の皆様の利便性向上を目的として、変更案第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。

取締役会の決議事項につき、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、業務監査権限を有する監査役が特に異議を述べない時には、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことに伴い、取締役会運営の効率化を図り、機動的な経営を可能とするため、変更案第 27 条第 2 項(取締役会の決議方法)を新設するものであります。

取締役および監査役が業務の遂行にあたり、期待される役割を十分発揮できるようにするとともに、社外取締役および社外監査役として有能な人材を迎えられるようにするために、変更案第 31 条(取締役の責任免除)、同第 42 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。また、同様に会計監査人に対しても、その期待される役割を十分に発揮できるように、同第 47 条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

(2) 「会社法」および「整備法」の施行により、公開会社としての所要の変更および新設を行うものであります。

株券を発行する旨(変更案第7条)

株主名簿管理人を置く旨(変更案第10条)

取締役会を置く旨(変更案第23条)

監査役および監査役会を置く旨(変更案第32条)

会計監査人を置く旨(変更案第43条)

会計監査人の選任方法および任期、報酬等を定める旨

(変更案第44条、同第45条、同第46条)

取締役解任要件につき従前と同程度の決議要件とする旨(変更案第21条)

(3) 「会社法」の施行に伴う条文用語などの形式的な変更につき、所要の変更を行うものであります。

(4) その他、条文の削除および移設などの所要の変更ならびに、表現、字句等の整備を行うものであります。

(5) 事業の目的を明確化するために、変更案第2条第2項に所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月28日(水)

定款変更の効力発生日(予定) 平成18年6月28日(水)

3. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社 シーマ と称し、英文では、CIMA Co.,Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合ブライダルサービスに関する業務 2. <u>宝石、貴金属の輸出入、販売および加工ならびに美術品の販売</u> 3. 旅行代理店業 4. 礼服、ウェディングドレス、旅行用品、ブライダル家具、服飾品雑貨、日用品雑貨、食料品、酒類の斡旋および販売 5. 不動産賃貸借の斡旋および仲介業 6. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理店業 7. 化粧品、石鹸、洗剤、医薬品、医薬部外品の製造、販売および輸出入 8. インターネットによる通信販売業 9. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を 東京都中央区 に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載しておこなう。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合ブライダルサービスに関する業務 2. <u>宝石、貴金属の輸出入、販売、レンタルおよび加工ならびに美術品の販売</u> 3. 旅行代理店業 4. 礼服、ウェディングドレス、旅行用品、ブライダル家具、服飾品雑貨、日用品雑貨、食料品、酒類の斡旋および販売 5. 不動産賃貸借の斡旋および仲介業 6. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理店業 7. 化粧品、石鹸、洗剤、医薬品、医薬部外品の製造、販売および輸出入 8. インターネットによる通信販売業 9. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</p> |

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、7億株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(新 設)

(新株引受権の特例)

第7条 当社は、取締役または使用人に商法第280条ノ19の規定による新株の引受権を与えることができる。 (全文削除)

(1単元の株式数および単元未満株の不発行)

第8条 当社の1単元の株式の数は、10株とする。

2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、7億株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式にかかる株券を発行する。

(削 除)

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条

1 当社の単元株式数は、10株とする。

2 当社は、単元株式数に満たない株式(以下単元未満株式という。)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(基準日)

第9条

1 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、基準日を必要とする場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

- 第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。
- 2 当社の名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。

(株式取扱規程)

- 第11条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿への記載、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(開催場所)

- 第13条 株主総会の開催場所は、本店の所在地または、東京都区内とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主名簿管理人)

- 第10条
- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第11条 (現行どおり)

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 (現行どおり)

(開催場所)

- 第13条 (現行どおり)

(招集権者および議長)

- 第14条
- 1 (現行どおり)
- 2 取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(新 設)

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。
- 2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行なう。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を、当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(決議の方法)

第16条

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任の方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(新設)

(任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 (現行どおり)

(選任方法)

第20条

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第22条

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第23条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第24条

- 1 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

| | |
|---|--|
| <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条</p> <p>1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条</p> <p>1 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、業務監査権限を有する監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> |
| <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 <u>取締役会における、議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条</p> <p>1 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> |

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(退職慰労金)

第27条 取締役の退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(新 設)

(新 設)

第 5 章 監査役および監査役会

(新 設)

(員 数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任の方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。
2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。

(取締役会規程)

第29条 (現行どおり)

(削 除)

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第33条 (現行どおり)

(選任方法)

第34条

- 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

- 第31条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

- 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行なう。

(監査役会の議事録)

- 第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(監査役会規程)

- 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(新 設)

(任期)

第35条

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期と同じとする。

(常勤の監査役)

- 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条

- 1 (現行どおり)
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第39条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または、電子署名を行う。

(監査役会規程)

- 第40条 (現行どおり)

(報酬等)

- 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(新 設)

(監査役の責任免除)

第42条

- 1 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であったものを含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(新 設)

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(新 設)

(選任方法)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(新 設)

(任期)

第45条

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(新 設)

(報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(新 設)

(会計監査人の責任免除)

第47条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の会計監査人 (会計監査人であった者を含む。) の責任を法令の範囲内において免除することができる。

第6章 計 算

(営業年度および決算期)

第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。

(利益配当金)

第37条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に支払う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第49条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第51条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

注

当社は、平成18年4月28日の臨時株主総会において、普通株式10株を1株に併合（効力発生日平成18年6月1日）することを決議しておりますが、その株式併合に伴い、当該臨時株主総会において、当社定款2章、第5条の「発行する株式の総数」を、株式併合の効力発生日である平成18年6月1日に40億株から7億株にすることを決議しております。